

改正

平成11年5月14日羽福高発第1231号

平成12年1月31日羽福高発第10172号

平成24年7月5日羽企総発第4243号

羽村市百歳長寿褒賞要綱

(目的)

第1条 この要綱は、100歳に達する者に対し、その長寿を祝い、褒賞を贈呈することを目的とする。

(対象者)

第2条 褒賞は、毎年9月1日現在において、次の各号に掲げる要件を備えている者に贈呈するものとする。

(1) 当該年度内に100歳に達する者

(2) 羽村市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者

(褒賞)

第3条 褒賞は、褒賞金50,000円、褒状及び額を贈呈する。

(贈呈の時期)

第4条 褒賞の贈呈は、100歳に達する年度の9月に行うものとする。

(褒賞台帳)

第5条 市長は、褒賞台帳を備え、褒賞の実施その他必要な事項を登載しておかなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年10月19日から施行する。

付 則（平成11年羽福高発第1231号）

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付 則（平成12年羽福高発第10172号）

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

付 則（平成24年7月5日羽企総発第4243号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。